

2012年3月21日 全5頁

社外役員の開示強化案

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2012年2月29日、金融庁は、社外役員の開示を強化する開示府令等の改正案を公表した。
- 具体的には、①社外役員に該当する旨の注記、②社外役員の独立性に関する基準等の内容の開示、③社外役員の所属会社・出身会社との利害関係の開示などが盛り込まれている。
- 金融庁は、これらの見直しを2012年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(有価証券届出書については、2012年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とするもの)から適用することを予定している。

1. 社外役員に関する開示の強化

○2012年2月29日、金融庁は「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』等の公表について」¹(以下、開示府令等改正案)を発表した。

○これは有価証券届出書及び有価証券報告書における社外役員に関する開示の強化を求めるものである。具体的には、次の事項が盛り込まれている。

- ①「役員状況」において、社外取締役又は社外監査役に該当する役員については、その旨を注記する。
- ②「コーポレート・ガバナンスの状況」において、社外取締役及び社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準・方針の内容を記載すべきことを明確化する。
- ③開示が求められる社外取締役及び社外監査役と提出会社との利害関係には、これらの者が役員である(あった)会社と提出会社との利害関係が含まれることを明示する。
- ④開示が求められる社外取締役及び社外監査役と提出会社との利害関係の記載においては、金融商品取引所が開示を求める社外取締役の独立性に関する事項を参考にすることができる。

○以下、これらの点について、簡単に説明する。

¹ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120229-2.html>) に掲載されている。

(1) 社外役員である旨の注記

- 有価証券届出書及び有価証券報告書においては、提出会社の「役員状況」として、各役員について、役名、職名、氏名、生年月日、略歴、任期などが開示されている（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）第二号様式、第三号様式）。
- 開示府令等改正案では、役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合²には、「その旨を欄外に注記すること」を求めるとしている（開示府令等改正案による開示府令第二号様式記載上の注意(56)h、同第三号様式記載上の注意(36)g）。
- もっとも、実務上、既に多数の上場会社が提出する有価証券報告書において、「〇〇〇〇は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります」、「〇〇〇〇は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります」といった注記が見受けられる。
- その意味では、改正の実務への影響は、「社外役員である旨の注記」に限れば、それほど大きくないとも思われる。

(2) 独立性基準等の開示

- 社外取締役、社外監査役を選任している会社は、その有価証券届出書及び有価証券報告書において、提出会社の「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、「社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方」の開示が求められている。
- 開示府令等改正案では、これがより詳細になり、「**社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容**」を開示することとされている（開示府令等改正案による開示府令第二号様式記載上の注意(57)c、同第三号様式記載上の注意(37)）。なお、基準や方針がない場合は、「その旨」を開示すればよいとされている。
- 金融庁は、「考え方」を「基準又は方針の内容」に改正する趣旨について「従来の開示ルールの明確化」と説明している。
- もっとも、実務上は、単に「独立性を有している」などといった結論のみを記載している開示事例も見受けられる。その意味では、既に具体的な開示を行っている会社を除き、改正が実施されれば、具体的な基準や方針も含めた開示が求められるようになるものと考えられる。
- なお、前述の通り、開示府令等改正案も独立性に関する基準や方針の作成そのものを義務付けている訳ではなく、これらの基準等がない会社は「基準又は方針はない」と記載すれば、法令上の開示

² 厳密には、会社法上の社外取締役、社外監査役であり、かつ、会社法施行規則2条3項5号に規定する社外役員に該当する者と定義されている（現行開示府令の定義と同じ）。具体的には、次の①又は②を満たすものということになる。

① 監査役会設置会社（社外監査役が半数以上）、委員会設置会社（指名・報酬・監査の各委員会は社外取締役が過半数）、責任限定契約（社外取締役又は社外監査役にのみ認められる）などの会社法上の要件にいう社外取締役、社外監査役である。
 ② 社外取締役又は社外監査役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他の法令等に基づき作成する資料に表示している。

なお、これは会社法上の事業報告における社外役員開示の対象と同じものである（会社法施行規則2条3項5号、124条）。

義務は果たしたことになる。ただし、「基準又は方針はない」との開示内容を見た株主・投資者は、これをネガティブに受けとめる可能性が高いと思われる。

(3) 社外役員の所属会社・出身会社との利害関係

- 社外取締役、社外監査役を選任している会社は、その有価証券届出書及び有価証券報告書において、提出会社の「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、社外取締役、社外監査役と「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」が求められている（開示府令第二号様式記載上の注意(57)c、同第三号様式記載上の注意(37)。開示府令等改正案でも同様）。
- 今回の開示府令等改正案では、「企業内容等の開示に関する留意事項について」（以下、企業内容等開示ガイドライン）を見直し、**社外取締役・社外監査役個人と提出会社**との間の利害関係だけでなく、**社外取締役・社外監査役の所属会社・出身会社と提出会社**との間の利害関係も開示対象となることが明確化されている（開示府令等改正案による企業内容等開示ガイドライン 5-19-2）。
- 具体的には、「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係」には、**「社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係が含まれる」**と定められている。
- 「又は役員若しくは使用人であった場合」とあることから、社外取締役・社外監査役が現役の役職員である会社だけではなく、既に役職員を退職した会社についても、提出会社との利害関係を開示する必要があるものと考えられる。ここでいう「利害関係」には、「人的関係、資本的关系」だけではなく「取引関係」が含まれている点は、特に重要だと考えられる。
- 実務上も、社外取締役・社外監査役が役職員となっている会社との利害関係についても開示を行っている会社がある一方で、社外取締役・社外監査役個人との利害関係にしか言及していないと推測されるような事例も見受けられる。
- 加えて、社外取締役・社外監査役が役職員となっている会社との利害関係を開示している会社であっても、既に退職している出身会社については、特に言及していない事例も見受けられる。
- これらの会社については、改正が実施されれば、より詳細な開示が要求されることもあるだろう。

(4) 金融商品取引所における開示との関係

- 今回の開示府令等改正案では、「企業内容等開示ガイドライン」の中で、社外取締役・社外監査役と提出会社との間の利害関係の開示については、金融商品取引所における開示事項を参考とできることを明示している（開示府令等改正案による企業内容等開示ガイドライン 5-19-3）。
- 具体的には、「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たっては、「金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができる」と定められている。
- 上場会社の場合、コーポレート・ガバナンスに係わる開示としては、有価証券報告書などの法定開

示のほかにも、金融商品取引所の規則に基づく開示も求められている。

- 東京証券取引所を例にとれば、上場会社は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において社外取締役、社外監査役に関して、人数、属性（他の会社の出身者、弁護士、公認会計士、税理士、学者、その他）、会社との関係、選任理由などを開示することが求められている（東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領³）。
- 加えて、上場会社に対して独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）1名以上の確保を義務付けること（東証有価証券上場規程 436 条の2）との関係で、「独立役員として指定する者が、次の a から e までのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」を開示することを求めている（東証有価証券上場規程施行規則 211 条6項5号）。

- a. その会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者又は過去に業務執行者であった者（以下、業務執行者等）
- b. その会社を主要な取引先とする者（その業務執行者等）、その会社の主要な取引先（その業務執行者等）
- c. その会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家（注1）
- d. その会社の主要株主（注2）
- e. 次に掲げる者の近親者
 - イ. 前記 a. ～d. に掲げる者（注3）
 - ロ. その会社又はその子会社の業務執行者等（注4）

（注1）財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者及びその団体に過去に所属していた者をいう。

（注2）法人である場合には、その法人の業務執行者等をいう。

（注3）重要でない者を除く。

（注4）社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役、業務執行者でない取締役であった者、会計参与、会計参与であった者を含む。

- 実務上は、これらの「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」と有価証券報告書の記載内容の整合性をとる傾向が、今後、より強まることも予想されよう。

- その場合、記載された内容は、金融商品取引所の規則（ソフト・ロー）に基づく開示にとどまらず、金融商品取引法（ハード・ロー）に基づく開示ともなることから、その違反は刑事罰や課徴金などの法的なエンフォースメントの対象となり得る。

2. 施行時期

- 金融庁は、2012 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（有価証券届出書は、2012 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度を最近事業年度とするもの）から適用することを予定している。

³ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/cg/b7gje6000005o5h-att/20111003.pdf>) に掲載されている。

○予定通りに適用されれば、3月31日決算の会社の場合、2012年3月期から適用されることとなる。